



第478号  
昭和48年4月5日

# やお市政だより

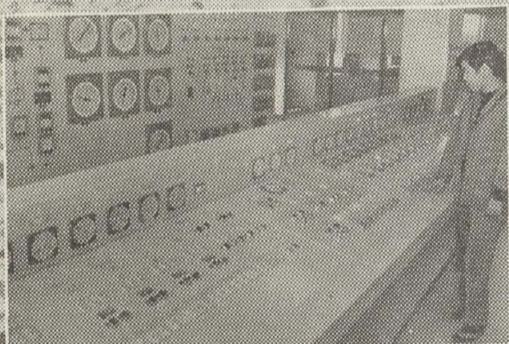
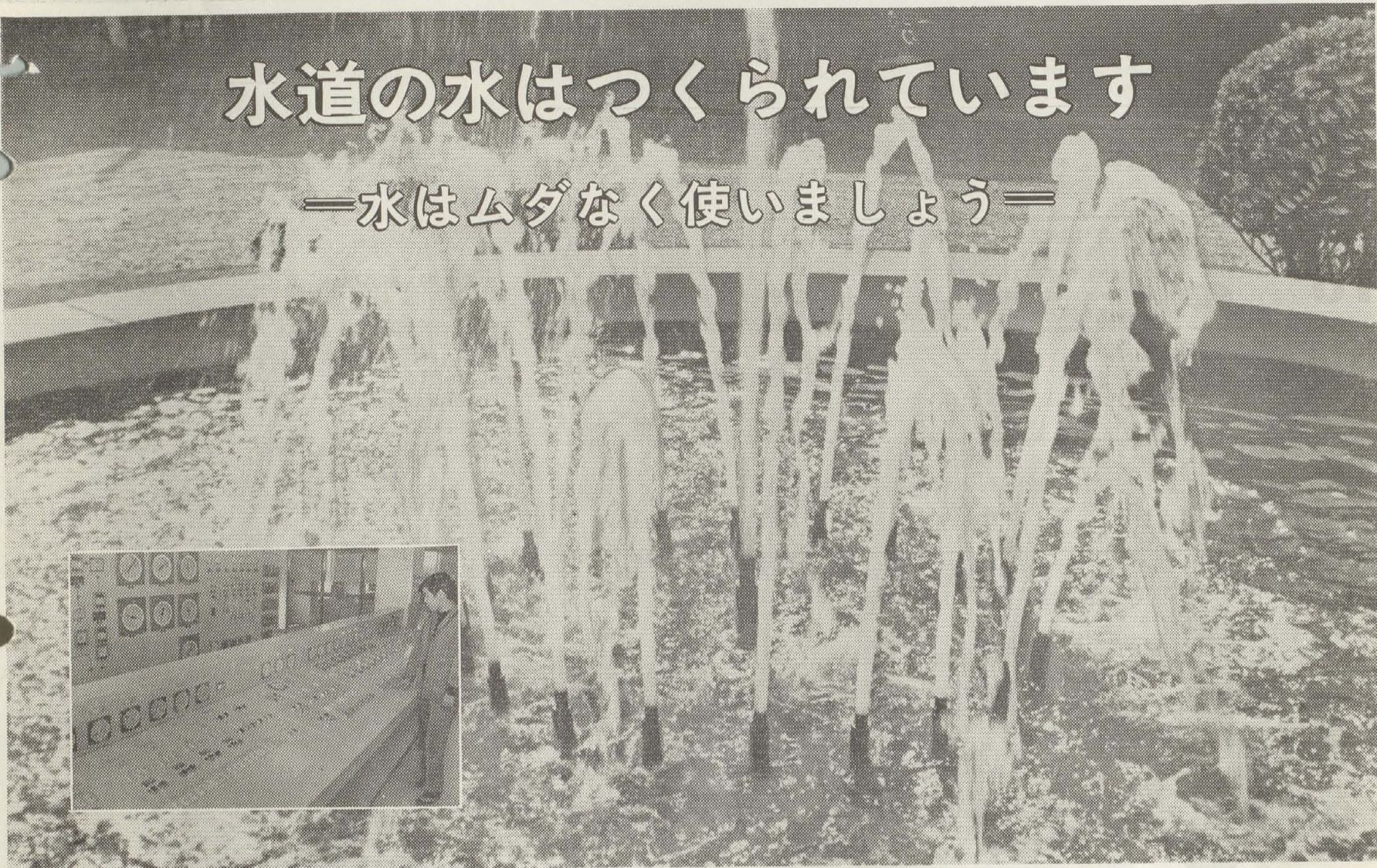
発行所 大阪府八尾市役所  
八尾市本町1丁目1番1号 電話063881  
印刷所 サンケイ印刷株式会社

市民憲章 わたくしたち八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじわりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよるごびに生きましょう。

## 市の動き

# 水道の水はつくられています

—水はムダなく使いましょう—



もし、水がなくなったら……。みなさんは、そんなことを考えたことがおありでしょうか。

家庭のふろや洗たくに使う水、自動車を洗う水、団地や便所で使う水、夏の暑いときに泳ぐプールの水、気持をさわやかにしてくれる公園の噴水。

考えてみれば、水の用途は大へん広いものです。

「水は命の泉」といわれるように、わたくしたち人間が生きていく上で必要不可欠なものであり、いろいろな分野で私たちの暮らしを支えているのです。

### ■水は無尽蔵には生まれません

ことわざに「湯水のごとく〇〇〇を使う」というのがあるように、昔は、いくら水を使ってもなくなることはありませんでした。しかし、今日では、衛生的できれいな水を

作り出すために、1滴の水にも多くの費用と大変な労力が使われています。水は「つくられる」ものなのです。

### ■水の需要量が増加しています

住宅、工場の増加と生活水準の向上につれて、本市の水道給水量は、近年、急ピッチで増加しています。

市内で1日に使う水の量をみますと、1番多い時で、約10万8千立方メートル（47年度8月）にもなっています。

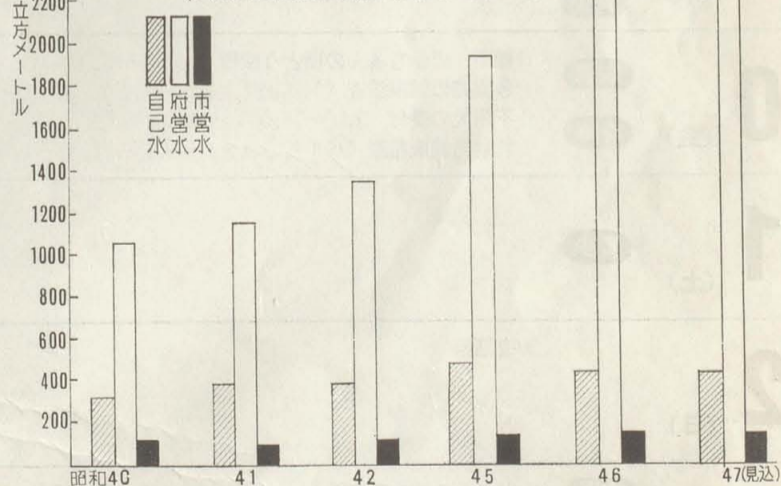
これは7年前の昭和40年の1番多いときの約5万7千立方メートルと比べますと、ほぼ2倍に伸びています。

このように、毎年、いや毎日、水の需要量は増え、それとともに、水の重要性が高まっています。

皆さんひとりひとりが注意していただいて水を大切にいただきたいと思います。

### ●休むひまなく続く拡張事業

■自己水と府営・市営水との比較とそのうづりかわり  
(大阪府営水道は浄水と原水を合算したもの)



みなさんのご家庭へお届けしている八尾市の水道の水は、大阪府・大阪市から買った水（買入水）と地下水をくみ上げて飲み水にした水（自己水）とがあり、自己水は15%だけで、残り85%が買入水です。

また買入水の量は年々ふえる一方で、大阪府営水道から買入れた水は、昭和47年度（見込み）で年間約2,400万立方メートルにのぼり7年前の昭和40年の2倍以上になっています。

大阪府営水道からの買入は、昭和47年度（見込み）で年間140万立方メートルで、昭和40年と比べると40%の増加です。

### ■第4回水道拡張事業を行なっています

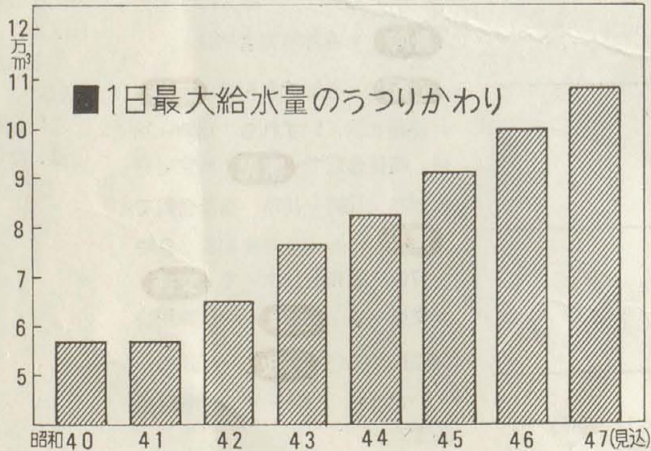
水道局では、毎年増える水の需要にこたえ

るため、受水池、配水池をつくったり、古くなった水道管を入れ替える改良事業を行なっていますが、給水能力を増大するために、毎年休むことなく水道拡張事業を行なっています。まず第1回目の拡張事業は昭和25年に始めましたが、そのときの計画給水人口は5万人、1日最大給水量9千立方メートルでした。

その後、2回、3回と拡張事業をかさね、現在、おこなっているのが第4回拡張事業です。この拡張事業は、昭和46年4月から始まっており、昭和51年3月完成の予定です。

計画給水人口は27万3千人、1日最大給水量16万9,200立方メートルを目標としています。

### ■1日最大給水量のうづりかわり



写真（左すみ）  
低区配水池、高区配水池、神立配水池、  
高安受水場を結ぶ水道パイプを、遠方操  
作する高安受水場の中央管理室



# やお市政だより

第478号

2

昭和48年4月5日

## 市の行事

4/11 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家児 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所</li> <li>結婚 ☆BCG接種 14.00-15.30 八尾保健所</li> <li>☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-15.00 八尾保健所</li> <li>☆赤ちゃんの種とう接種 14.00-15.30 竜華幼</li> <li>☆飼い犬登録と春の狂犬病予防注射 10.00-15.00 日の出市場、安中小</li> </ul>
12 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家児 ☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30-16.00 教育センター</li> <li>法律 ☆一般スポーツ教室( ) 17.30-21.00</li> <li>青少 ☆赤ちゃんの種とう判定 14.00-15.30 中高安幼、北山本小</li> <li>☆飼い犬登録と春の狂犬病予防注射 10.00-12.00 都塚児童公園、13.00-15.00 清友高、10.00-15.00 志紀児童公園</li> </ul>
13 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家児 ☆3歳児の健康診査(44年10月生れの男児) 13.30-15.00 八尾保健所</li> <li>身障 ☆不用犬の受付 9.00-15.00 八尾保健所</li> <li>☆乳幼児健康相談(3カ月の乳児) 9.15-11.00 八尾保健所</li> <li>☆赤ちゃんの種とう判定 14.00-15.30 志紀幼、曙川小</li> <li>☆飼い犬登録と春の狂犬病予防注射 10.00-15.00 久宝寺中、山本球場</li> </ul>
14 (土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少</li> </ul>
15 (日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>結婚 ☆春の史跡めぐり 9.00- 八尾市役所集合(雨天中止)</li> <li>心配 ☆第8期文化講座生募集 10.00-17.00 労働会館分館(植松)</li> </ul>
16 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家児 ☆赤ちゃんの種とう判定 14.00-15.30 清友幼、南高安幼</li> <li>心配 ☆飼い犬登録と春の狂犬病予防注射 10.00-15.00 山本小</li> </ul>
17 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通 ☆不用犬の受付 9.00-15.00 八尾保健所</li> <li>青少 ☆赤ちゃんの種とう判定 14.00-15.30 山本小</li> <li>☆飼い犬登録と春の予防注射 10.00-12.00 婦人会館前の公園、13.00-15.00 八尾市役所 10.00-15.00 八尾中</li> </ul>
18 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家児 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所</li> <li>人権 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-15.00</li> <li>行政 ☆赤ちゃんの種とう判定 14.00-15.30 竜華幼</li> </ul>
19 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家児 ☆赤ちゃんの種とう接種 14.00-15.30 用和小、桂隣保館</li> <li>法律</li> <li>青少</li> </ul>
20 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家児 ☆穀雨 ☆赤ちゃんの種とう接種 14.00-15.30 八尾小、安中隣保館</li> <li>身障 ☆3歳児の健康診査(44年10月生れの女児) 13.30-15.00 八尾保健所</li> <li>☆不用犬の受付 9.00-15.00 八尾保健所</li> <li>☆乳幼児健康相談(6カ月の乳児) 9.15-11.00</li> </ul>
21 (土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少</li> </ul>
22 (日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆復活祭</li> </ul>
23 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家児 ☆ツベルクリンの接種 14.00-15.30 八尾保健所</li> <li>心配</li> <li>法律</li> </ul>
24 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通 ☆不用犬の受付 9.00-15.00 八尾保健所</li> <li>青少</li> </ul>
25 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家児 ☆BCG接種 14.00-15.30 八尾保健所</li> <li>結婚 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-15.00 八尾保健所</li> </ul>

### 〈人の動き〉

(48年2月末現在)  
 総数 238,399(+911)  
 男 119,959(+405)  
 女 118,440(+506)  
 世帯数 72,343(+368)  
 ( )内は前月からの増減です

### 〈短歌〉

花冷えの  
 空にやうやく薄陽さし  
 カメラに並ぶ入学の子ら  
 山崎喜美子(主婦)

### 〈保育所入所の受付〉

市児童課では、48年中に開所予定の2つの保育所の入所を次のとおり受け付けます。  
 ☆仮称弓削保育所(弓削793-2) 定員120名  
 ☆社会福祉法人ふじ第2保育園(山城町2丁目41-16) 定員30名(0-2歳児)  
 申込受付は、5月1日-10日 市児童課で(福祉会館内、電91-3881 内線394)。

### 〈市民サイクリング大会〉

八尾市体育連盟主催の市民サイクリング大会を4月22日、日曜日に行ないます。(無料)  
 ☆集合 午前8時 教育センター  
 ☆資格 小学校3年生以上  
 ☆行先 河南丘陵  
 ☆持ち物 弁当、水筒、タオルなど 申込みは、教育センター内、体育振興課(電23-5101-2)

### 〈春の史跡めぐりを行ないます〉

春の史跡めぐりをこどもたちと一緒に行ないますので、ご家族そろって参加してください  
 ☆とき 4月15日(日) 午前9時集合(雨天中止)  
 ☆集合場所 八尾市役所  
 ☆コース 八尾市役所→環山楼→伴林光平碑→矢作神社→中田遺跡→由義神社→恩智天王の森→恩智左近の墓→恩智城址(昼食)→神宮寺小太郎塚→神宮寺墓地→瑠璃光寺→観音寺→智識寺跡→木沢長政の墓→柏原市安堂(解散は午後3時30分の予定)  
 ☆持ってくるもの 弁当、水筒など 参加希望者は、直接、集合場所に集まってください。

### 〈3級簿記講座を開きます〉

八尾市と八尾商工会議所では、次のとおり3級簿記講座を開きます。  
 職務上簿記を覚えたい方、再就職希望の主婦の方、青色申告に強くなりたい方などお気軽にお受けください。  
 ☆期日 4月23日から6月8日までの毎週月、水、金 午後6時-8時  
 ☆定員 25名(定員になり次第締め切ります)  
 ☆受講料 2,000円  
 お問い合わせ、申し込みは、八尾市役所産 業課(電91-3881 内線237)か八尾商工会議所業務課(電22-1181)まで。

### 〈胃ガン検診の費用変更〉

昨年7月から府と府成人病予防協会によって行なわれている胃ガン検診の費用が4月1日から次のとおり変わりました。  
 (旧)ひとり1回500円(800円の撮影料を市が300円負担)  
 (新)本人-400円、市-400円  
 ☆申し込み方法 ①市衛生課、各出張所に備えつけの「申込はがき」に必要な事を記入して衛生課に送る。  
 ②本人が直接、市衛生課へ申し込む。  
 なお、電話での申し込みは受け付けいたしません。

### 〈菊の作り方を指導します〉

八尾市立公民館と八尾市菊友会では、4月15日(日)の午後1時-4時まで教育センター内で菊づくりの指導を行ないますので、菊作りに興味のあるかたは、遠慮なくおこしくください。

身障 = 身体障害者相談  
 心配 = 心配ごと相談 結婚 = 結婚相談 いずれも 13時-16時 福祉会館で 家児 = 家庭児童相談 10時-16時 福祉会館で 青少 = 青少年愛護相談 9時-17時 教育センターで 交通 = 交通相談 法律 = 法律相談 (当日予約制) 行政 = 行政相談 いずれも 13時-16時 市民相談室で

☆みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係へ(TEL. 91-3881)



# やお市政だより

第478号

3

昭和48年4月5日

## お知らせ

### 福祉金のこと

#### ■心身障害者（児）福祉金の申請を受け付けています

電91-0090

市では、心身障害者（児）の福祉金給付の申請を次のとおり受け付けます。

☆該当者 昭和48年4月1日現在、市内に住んでいて住民基本台帳に登録されている人および福祉事務所長または、児童相談所長の措置を受けて他市の施設に収容されている人で次のどちらかに該当する人

①精神薄弱者更生相談所などの判定を受け福祉事務所に登録されている人で知能指数が50以下の人

②身体障害者手帳の交付を受け、その等級が1級から6級までの人

☆必要なもの 申請書（社会課にあります）福祉事務所長の知能指数証明書（①の該当者のみ）身体障害者手帳、印鑑

☆申請受付 4月30日まで社会課（福祉会館内）で。

なお、身体障害者福祉会を通して申請された場合は、申請する必要はありません。

### 建築のこと

#### ■4月1日から建築確認事務を市で取り扱っています

電91-3881 内線270

さる4月1日から市民のみなさんとより密着した建築行政を行なうため、これまで大阪府の所轄であった建築基準法行政の事務移管を受け市開発部に建築指導課を新設し、建築確認事務などを取り扱っています。

その結果、建築確認事務などが便利になるばかりでなく、より適切な建築指導を行ないあわせて住みよい街づくりのために違反建築物などの取り締まりを強化していきます。

したがって、市民のみなさんが家を新築、増改築されるときは、市開発部建築指導課でその建築物が「建築基準法」に適合しているかどうかの建築確認を受けてから工事に着手されるようお願いいたします。

もし、市民のみなさんが建築確認を受けなくて好き勝手に建築されると「違反建築」になるばかりでなく電気やガス、水道などをひいてもらえなかったり行政処分を受けたりすることがありますのでご注意ください。

違反建築物のない住みよい街づくりは、市民、建築関係業者および市役所の三者が一体となり努力することによって一層強く推し進められますのでご協力ください。



### 児童手当のこと

#### ■児童手当の請求をお忘れなく

電91-3881 内線231

昭和47年に発足した児童手当制度が一部改正され4月から支給対象となる児童の範囲がひろがっています。

☆対象 ①18歳未満の児童を3人以上養育し、うち1人以上が昭和38年4月2日以降に生まれた児童 ②請求者の収入が一定の額（たとえば、4人扶養で219万円）に満たぬこと

☆支給額 出生順に数えて3人目以降の児童1人につき 月額 3,000円

☆申請 印かん、厚生年金被保険者証か国民年金手帳、市内の銀行、農協などの預金通帳（郵便局の通帳ではとりあつかいません）所得証明書（昭和47年1月1日以降に転入された人）をもって市役所年金課か各出張所へ。なお、公務員、三公社に勤務されている人は勤務先に申し出てください。

### 国保のこと

#### ■柔道整復師の施術取り扱いが改善されました

電91-3881 内線241

柔道整復師に施術を受けられる場合、これまで、国保被保険者証の使用が出来ませんでした。が、ことし4月1日から、被保険者証と印かんを持参し、一部負担金（3割分）を支払うだけでよい方法に改善されました。

#### ■外国人のかたに国民健康保険が適用されます

ことし4月1日から八尾市にお住まいの外国人の皆さんに国民健康保険が適用されることになっていますが、この加入届をされる場合、次のことに注意してください。

☆日本語のわからない人は、日本語のわかる人と一諸にお越しください。

☆届け出のときは、外国人登録証明書（手帳）と印鑑をご持参ください。

届け出の受付は、市役所市民課外国人登録窓口の隣で行なっています。

Effective April 1, 1973 the National Health Insurance program will be applied to the foreign residents of Yao City. When you as eligible foreign residents subscribe to the National Health Insurance program, you are requested to take due notes of the following ;

1. If you do not understand Japanese, please have somebody who understands Japanese accompany you.

2. When filing the application, be sure to bring your own Alien Registration Certificate.

3. Application will be accepted on and after April 1. Please report to the clerk in charge of the National Health Insurance program (Simin Ka), the information desk of the Ward Office.

TEL 91-3881-241

### 自動車のこと

#### ■4月30日までに点火時期調整、排出ガス減少装置のとりつけをお願いします

電91-3881 内線230

府では昨年7月、光化学スモッグ対策の一環として、自動車の排出ガス浄化装置の取付けを決め、まず府の公用車約900台を対象に取付けをすすめてきましたが、いよいよ4月から車の排出ガス規制が民間車にも本格的に実施されることになりました。

今回の規制は、新型車だけでなく現在使われている車に対しても行なわれるもので「点火時期の調整」と「排出ガス減少装置」のとりつけとが2段階に分けて行なわれます。

さしあたり、大阪府で登録された排気量1800CCをこえる乗用車は、5月1日から「排出ガス減少装置」を取付ける必要があります（昭和42年12月31日以前に初めて登録したものを除く）。

その他の車（ディーゼル・2輪を除く）は下記のように若干の猶予期間がありますが、4月30日までに「点火時期の調整」をしておくことが必要です。

減少装置の取付けや点火時期調整の済んだ車には、それぞれのステッカーがはられますが、整備をしていない車は、車検にパスしないばかりか、道交法上の整備不良車になります。

区 分	点火時期の調整期限	減少装置の取付期限
☆昭和42年12月31日以前に初めて登録した自動車	昭48.4.30	-
☆軽自動車（360CC以下）	昭48.4.30	-
☆1,800CCをこえる乗用車	-	昭48.4.30
☆1,600CCをこえ、1,800CC以下の乗用車	昭48.4.30	昭48.11.30
☆1,000CCをこえ、1,600CC以下の乗用車	昭48.4.30	昭49.3.31
☆360CCをこえ、1,000CC以下の乗用車	昭48.4.30	昭50.3.31
☆上記以外の自動車（トラック等）	昭48.4.30	昭49.12.31

### 監査のこと

#### ■建設部の監査を行ないました

電91-3881 内線287

このほど管理課、道路課、下水道課、河川課、建築課の監査を行ないました。ご今回の監査は、昭和45年度（一部）、昭和46年度の事務が関係法令にしたがって適正に効率的に行なわれているかどうかについて行なったものです。

＜管理課＞1. 予算執行事務＝執行事務は、おおむね適正であると認めました。

2. 備品台帳の整理および備品の管理＝台帳の整理は、おおむね適正であり、備品との照合においても適正に管理されていましたが、一部不用品と思われる備品がありましたので整理するよう注意しました。

＜道路課＞1. 道路占用等申請書および道路

占用料綴＝占用料については、適正に収納されていることを認めました。なお、一部道路占用許可書（控）において、免除となっているものがありましたので根拠規定を記載するよう注意しました。

2. 作業日報および工事日報＝作業内容が同一でありながら異なっている事例がありましたので、作業内容の記入にあたり留意するよう注意しました。また、工事日報の記載内容についても検討、改善するよう促しました。

3. 予算執行事務＝執行事務は、おおむね適正でしたが、とくに予算の流用については留意するよう促しました。

4. 備品台帳の整理および備品の管理＝一部不用品と思われる備品および所管換えをしたと思われるものがありましたので台帳の整理をするよう促しました。なお、備品との照合においては、適正に管理されていました。

＜下水道課＞1. 受益者負担金賦課徴収台帳＝台帳を抽出調査したところ、おおむね適正に徴収済みとされていたことを認めました。なお、一部未納分がありましたので受益者に対し、事業の趣旨説明に一段の努力をほらい、徴収の向上に努めるよう促しました。

2. 減免申請書等＝申請書および通知書において、一部記載事項もれがありましたので適確に記載するよう注意しました。

3. 予算執行事務＝執行事務は、おおむね適正でしたが、とくに予算の流用について留意するよう促しました。

4. 備品台帳の整理および備品の管理＝一部不用品と思われる備品がありましたので整理するよう注意しました。なお、備品との照合においては、適正に管理されていました。

＜河川課＞1. 予算執行事務＝執行事務は、おおむね適正でしたが、とくに予備費からの充用による執行について配慮するよう注意しました。

2. 備品台帳の整理および備品の管理＝備品と消耗品との区分について明確にするとともに、一部不用品と思われる備品がありましたので整理するよう注意しました。なお、備品との照合においては、適正に管理されていました。

＜建築課＞1. 住宅管理台帳および使用料徴収簿（控）＝台帳について、記載内容が多いため記帳がおくれがちであるから、記載内容記入方法について検討、改善するよう促しました。使用料の徴収については、おおむね適正に収納されていましたが、一部滞納分について早期収納するよう促しました。

2. 予算執行事務＝執行事務は、おおむね適正であると認めましたが、一部整理簿の記帳で適正を欠くところがありましたので正確に記帳するよう注意しました。

3. 備品台帳の整理および備品の管理＝一部不用品と思われる備品および所管換えをしたと思われるものがありましたので台帳の整理をするよう促しました。なお、備品との照合においては、適正に管理されていました。

#### ＜各課共通事項＞

1. 伺書の整理＝整理状況は、おおむね適正にされていましたが、一部決裁年月日の記載もれがありましたので明確に記載するよう注意しました。

2. 契約の方法＝地方自治法施行令 第167条の②の随意契約をしていましたが、その理由を明確に記載するよう注意しました。



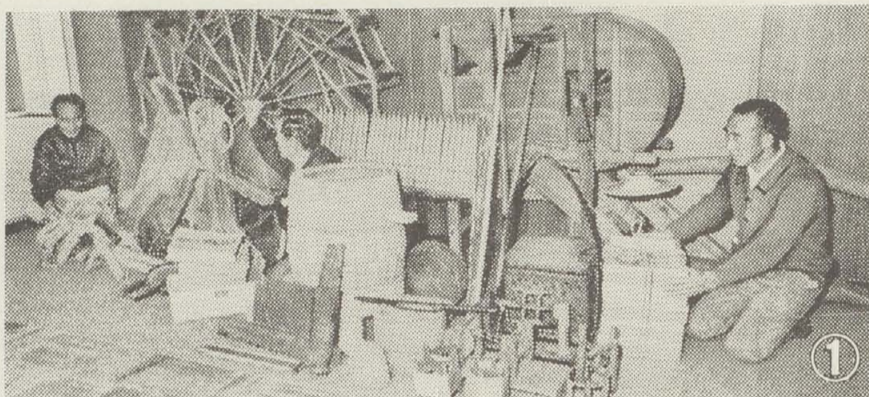
## 市の話題

### ●先代の遺産を守ろう、と山畑会館に資料室を設けました

山畑地区では、老朽化した集会所にかわり服部川 166に「山畑会館」を建設しましたがその中に資料室を設け、先代の遺産を展示し守ることになりました。

同会館は、鉄筋コンクリート造りの2階建てで、1階には舞台付大広間、事務室、図書室2階には24畳の和室、会議室、資料室が設けられています。

資料室には、それぞれの家庭の納屋にねむっていた先代の遺産（農機具中心）である水車、唐スキ、唐箕、ウス、ちりたて機、河内木綿の製造機、古文書など約30点が展示されています。（写真①）



### ●玉串川沿いのサクラ、今が見ごろです

いまでは、名物となっている玉串川沿いのサクラがこども、美しく咲きほこっています。

さる40年に山木町北の人たちが中心となって美化運動のひとつとして玉串川沿いに植えたもので山本小学校前から北へ約800m続いています。

こども、1日の日曜日に地元の人たちが朝早くから枯れた枝を切り落としたり、夜ザクラ見物用のポンボリをつけたりし、最後の仕上げをしました。

なお、見ごろは10日ぐらいのことです。（写真②）



### ●桂児童館で作品展示会が開かれました

市立桂児童館では、絵画、書道など各教室の1年の成果を見てもらおうと、3月17日から19日まで作品展示会を開きました。

これは、同地域および近隣の児童の福祉の向上を中心に、地域児童に遊び場を与え、



身体的、知的、精神的、社会的水準の向上に努めるために開設された学童保育、グループ教室、絵画教室など5教室の1年間の総まとめとして開かれたものです。

会場には、習字、絵画、共同作品「動物」グループ教室の「パンダ」など130点が展示されました。（写真③）

### ●こどもを交通事故から守ろう、と地区内に立看板を立てました

春の交通安全運動（4月6日～15日）を前にして、こどもたちを車から守ろうと大正小学校、同幼稚園のPTAの校外指導部では、このほど立看板200枚を作成、4月1日に役員らが地区内に立てました。

これは、こどもを恐い交通事故から守りこども自身にその交通事故の恐いさを認識させ、地区ぐるみで事故をなくしていこうというもので、作成にあたっては、まず、さる2月に大正小学校の協力で5～6年生全員に看板用の標語を書いてもらい、その中で「やめよう、とびだし、ぼくとわたし」の標語を採用、3月はじめに父兄50名が出て、地区内の交通量危険性を实地に調査、看板を立てる位置を決定し、この日地区内に立てたものです。（写真④）

### ●八尾小に創立100周年記念の石碑が建立されました

市立八尾小学校は、昨年10月20日に創立100周年を迎えましたが、22日、その記念に同校の昔の卒業生有志やPTAの善意により記念石碑が建立されました。

石碑は、高さ50cm、横70cmの御影石製で、表には、「創立百周年記念」、裏には沿革として、明治5年第13区郷小学校創立、明治16年寺内小学校、明治25年八尾尋常高等小学校昭和22年八尾町立八尾中部小学校、昭和23年八尾市立八尾小学校などが辻校長の字書で銘記されています。

## しあわせを築く道 部落解放とわたしたち ①

豆腐（とうふ）、しょうゆ、みそ、納豆（なとう）、穀類、飼料、肉、牛乳、生糸、石油、衣服など、わたしたちの生活のまわりの品物が、続々と値上がっています。

消費者物価は、表1のようにあがりつづけているのです。

そのため、賃金はあがっても、くらしむきは楽にならないという状況ができています。

そのことは、表2のように賃金の名目では、かなりあがっているのに、実質ではわずかなような現象が、示しています。

「働けど働けど、わがくらし楽にならず」なのです。

わたしたちは、憲法に明記されているように、生まれながらにして基本的人権をもち、しあわせに生きる権利をもちます。ところが、現実にはわたしたちの生活はおびやかされ、おかしなつづつあるのです。

しかし、現在の世の中では「なぜ、くらしむきがよくなるのか」ということの真実

表1) 消費者物価の動き (1955年～72年)

年	1970年を100とした指数 (人口5万人以上の都市) 総理府統計局しらべより
1955年	52.5
1960年	56.6
1965年	76.5
1968年	88.0
1969年	92.7
1970年	100.0
1971年	106.2
1972年3月	109.2

表2) 名目賃金と実質賃金 (1965年～70年) 単位%

年	名目賃金上昇率	実質賃金上昇率
1965年	9.5	1.7
1966年	10.8	5.4
1967年	11.8	7.6
1968年	13.6	7.8
1969年	15.6	10.4
1970年	17.6	9.2

をみきわめる科学的なものの見方を、わたしたちはもちえなくされているのではないでしょう。

さまざまな退廃（たいまい）文化がはらんとしている現状のなかで、わたしたちは、このような状態をうち破り、この世の中のしくみをみきわめねばなりません。

男女の差別、就職の差別、貧富の差別、学歴による差別、結婚の差別、そして最もきびしい部落差別など、さまざまな不合理をとりえ、みんながしあわせに生きていける世の中を、わたしたちの手でつくっていかねばなりません。

「しあわせを築く道」は、本年度は「部落解放とわたしたち」ということで、わたしたち八尾市民の生活と部落解放ということが、どのように関連しているかを考えてみたいと思います。

すべての人々が、しあわせに生きていける世の中をきづいていくための「糧（かて）」としていただけるよう、おねがいします。